第21回統一地方選挙啓発業務
仕様書

1. 業務の名称

第21回統一地方選挙啓発業務

2. 業務の目的

令和9年4月に第21回統一地方選挙（札幌市長選挙、札幌市議会議員選挙、北海道知事選挙、北海道議会議員選挙）が執行される。近年、投票率は下降傾向にあり、特に60代以上の高齢者層の投票率が6割を超えているのに対して、20代以下の若年層の投票率は4割を下回っており、投票率向上が課題である。

（1） 今後4年間の札幌市政の方向性を決める市民にとって重要な選挙であることから、広く有権者に投票日を周知し、多くの有権者の投票参加を促す。

（2） 特に若年層に対しては、より投票意欲の喚起、投票に対する心理的ハードルの解消を図ることが重要であるため、若年層が広く利用しているインターネットやSNS等の電子媒体を積極的に活用した周知を行う他、大学生に主軸を置いた啓発事業を展開する。

3. 契約履行期間

契約締結日から令和9年4月30日までとする。

4. 業務内容

受託者は、「2.業務の目的」を達成できるよう、下記のとおり、業務を実施すること。詳細の業務内容は企画提案の結果をうけて、札幌市選挙管理委員会と受託者で協議し、調整するものとする。
また、受託者は、下記項目に係る一切（企画、制作、運営、連絡調整及び費用の支払い等）を業務範囲として行うものとする。

（1） 共通事項

a. 統一地方選挙は、「2.業務の目的」のとおり、4つの選挙が同時に行われる。
各選挙の執行想定スケジュールは下表のとおりであり、選挙によって執行想定スケジュールが異なることに留意すること（令和8年12月頃確定見込）。

<table>
<tr><th rowspan="2">選挙名</th><th rowspan="2">告示日</th><th rowspan="2">投票日</th><th colspan="2">期日前投票期間</th></tr>
<tr><th>第1期日前</th><th>第2期日前</th></tr>
<tr><td>北海道知事選挙</td><td>3/25</td><td rowspan="2">4/11</td><td>3/26～4/10</td><td rowspan="2">4/8～4/10</td></tr>
<tr><td>札幌市長選挙</td><td>3/28</td><td>3/29～4/10</td></tr>
<tr><td>北海道議会議員選挙</td><td rowspan="2">4/2</td><td rowspan="2">4/11</td><td rowspan="2">4/3～4/10</td><td rowspan="2">4/8～4/10</td></tr>
<tr><td>札幌市議会議員選挙</td></tr>
</table>

b. 本業務は、札幌市民をターゲットとして啓発を行うものであることから、啓発を行うエリア等について考慮すること。

c. 本業務の実施にあたり、札幌市選挙管理委員会で保有する物品等について、提供もしくは貸与が可能である。

【例】

- 明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」の画像データ
- 明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」の着ぐるみ
- 札幌市の「ご当地めいすいくん」の画像データ
- 投票記載台や投票箱などの選挙器材、模擬投票用紙

(2) キャッチフレーズの作成

選挙期間中の啓発において、統一的に使用するキャッチフレーズを提案し、下記⑶～⑺の啓発において、使用すること。

(3) 啓発動画の制作

a. 概要

下記⑷～⑹の実施のために必要な啓発動画を制作することとし、この啓発素材の具体的な内容について、提案すること。

b. 動画のテーマ

投票率向上に繋げるためのプロモーション動画

c. 動画の規格

- 尺（15～30秒程度を想定）
- 画質（フルHD）
- 画角（16：9）
- ファイル形式（MP4形式）
- 納品形式（CD－ROM又はDVD－ROM、ナレーション・字幕なしのファイルを併せて納品すること）

d. 留意事項

- 提案にあたっては、絵コンテなどを用いて、映像の構成案や内容を分かりやすく示すこと。
- 動画は、選挙名、投票日および期日前投票について周知する内容とすること。
- 市保有の広報媒体（X、YouTube、LINE）や市内街頭ビジョン等での放映を前提とした動画の尺を提案すること（具体的な尺は本市と調整の上決定）。

(4) インターネットを活用した啓発の実施

a. 概要

特に若年層にとって効果的と考えられるSNS広告やWEB広告などのインターネットを活用した啓発を実施することとし、これに関する提案をすること。

b. 啓発期間

令和9年3月26日から令和9年4月11日まで

c. 留意事項

- 提案にあたっては、具体的なSNS広告等の種類を示すとともに、効果指標と目標値を示す他、想定インプレッション数、クリック数、特設LP等への遷移数などの定量的KPIを設定すること。
- SNS広告等で配信する啓発素材については、上記⑶で制作する動画を使用すること。なお、受託者において新たに啓発素材を作成することは妨げない。

(5) デジタルサイネージや街頭ビジョン等を活用した啓発の実施

a. 概要
全世代に向けて、広く選挙名、投票日等を周知するため、札幌駅～大通～すすきの地区におけるデジタルサイネージや街頭ビジョン等を活用した啓発を実施することとし、これに関する提案をすること。

b. 啓発期間
令和9年3月26日から令和9年4月11日まで

c. 留意事項
- 啓発素材については、上記(3)で制作する動画の他、受託者において新たに啓発素材を作成することは妨げない。
- 提案にあたっては、活用を想定するデジタルサイネージや街頭ビジョン等の種類を具体的に示すこと。

(6) 啓発物品のデザイン・制作

a. 概要
街頭啓発や、区役所等で配布する啓発物品をデザインし、制作する。

b. 啓発物品の種類
2種類を制作することとし、うち1種類は「ポケットティッシュ」とすること。他の1種類については、受託者において提案すること。

c. デザインの仕様
啓発物品のデザインには、札幌市の「ご当地めいすいくん」を必ず含めること。
なお、デザインの全面に使用するか、ワンポイント的に一部に使用するかについては受託者の判断とする。

d. 制作個数
- ポケットティッシュ：18,000個（想定）
- 提案による物品：10,000個（想定）

e. 納入期限
令和9年3月17日

f. 納品先
札幌市選挙管理委員会事務局及び各区選挙管理委員会事務局（10区）
※箇所ごとの納品個数は、別途指示する。

g. 留意事項
- ポケットティッシュについてはフィルムが無地でポケットがついているものを受託者が用意し、ポケットには委託者から提供する素材を基に台紙のデザインを行い、同封すること。
- 受託者が提案する啓発物品については、委託者と調整し、台紙やシール等により、投票日等の周知を行うものであること。
- 納品方法等については、委託者と調整の上、決定すること。

(7) 大学生をターゲットとする啓発の実施

a. 概要
若年層の中でも、投票率の低下が顕著となっている20代前半、特に大学生を主なターゲットとして、投票参加を促すことを目的とした啓発を実施することとし、この内容について提案すること。

b. 啓発期間

令和9年3月1日から令和9年4月11日の間における任意の期間

c. 提案内容について
- 大学キャンパス内媒体の活用や啓発イベントの実施、リーフレットの作成・配布等、啓発の手法は問わないものとする。
- ターゲットである大学生のライフスタイル等を踏まえて、投票参加について大学生が自分ごととして考えることができる内容を歓迎する。

d. 留意事項
- 提案にあたっては、制作物や企画の内容、規模、デザイン、規格、納品方法等について、詳細かつわかりやすく示すこと。
- 動画やリーフレット等を制作する場合には、作成データについても納品すること。

（8）独自提案による啓発の実施

上記⑵～⑺のほか、「2.業務の目的」を達成するために効果的な独自の提案は妨げない。なお、独自提案を行う場合は、使用する媒体やターゲット、啓発内容等について、詳細を示すこと。

【独自提案の例】

地下鉄内広告、雑誌広告、シネスポット、啓発イベントの実施　等

5. 権利関係

（1） 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

（2） この仕様に定めのない事項は、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。

（3） 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。

（4） 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

（5） 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

（6） 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。

（7） 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（8） 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

（9） 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

6. 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

（1） 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

（2） ごみ減量及びリサイクルに努めること。

（3） レスペーパーを徹底するなど、紙の使用量を減らすように努めること。

（4） 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実

施など環境に配慮した運転を心がけること。

（5） 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7. 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

8．本件に係る問い合わせ先

札幌市選挙管理委員会事務局選挙課　山田、山本
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話：011-211-3247 FAX：011-211-3956

個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）
第1　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）
第2　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
2　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。
3　前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）
第3　受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）
第4　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）
第5　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）
第6　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）
第7　受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）
第8　委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。